

本日、ここに令和2年市議会5月会議が開会されるにあたり、最近の市政の状況と提案いたしました諸議案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、ただいま、政務活動費及び議員報酬の減額改定を行う条例案を可決され、新型コロナウイルス感染症により、多大な影響を受けております市民の皆様への支援のため、市議会として迅速な対応をいただきましたことに、深く敬意を表する次第であります。私も、市民の安全・安心を守り、この事態を乗り切るため、市議会のお力添えをいただきながら、躊躇なく取り組んでまいり所存であります。

さて、先月7日、政府は、新型コロナウイルス感染の全国的な拡大を受け、7都府県に緊急事態宣言を発出し、さらに16日には、全都道府県に拡大するとともに、石川県を含む13都道府県については、特に重点的な対策を進める「特定警戒都道府県」に位置づけを行いました。そして、今月4日には、「感染者の減少が十分とは言えず、医療現場の逼迫した状況の改善が必要」との判断から、対象を全都道府県としたまま、緊急事態宣言を今月末まで延長をいたしました。

これを受け、石川県におきましても、緊急事態措置を今月末まで国と同様の取り扱いといたしたところであります。

緊急事態宣言が延長となり、市民の皆様、事業者の皆様には、引き続き、大変なご苦勞とご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、これまで、感染拡大の防止に係る様々な対応にご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

また、市民の命と健康のために、日々、感染症の治療や予防の最前線で、業務に携わっている医療現場の方々、介護や保育を支えていただいているの方々、また、私たちの普段の生活を広く支えていただいている全ての方々に、心より感謝を申し上げます。

本市では、昨日までに28人の感染者が確認され、その多くの方が、感染経路が分からない市中感染であり、人口10万人当たりの感染者数は、白山市が24.7人と、クラスターのない自治体としては大きな数字であり、極めて深刻な状況となっております。先月には、白山市民のお一人がこの感染症によりお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈りいたしますとともに、現在、療養中の皆様には、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

なお、5月に入り、本市の感染者が二人に留まっております。これもひとえに皆様お一人おひとりの様々な取組みへのご努力とご理解のおかげであると思っております。

次に、政府は、この度の緊急事態宣言の延長に合わせ、感染拡大が深刻な石川県を含む13都道府県を、感染防止対策を重点的に行う「特定警戒都道府県」として維持し、引き続き、人と人との接触機会を8割削減することなど、これまでと同様の対策を求めています。一方で、それ以外の34県では、外出自粛や施設使用制限の一部が緩和され、社会経済活動を徐々に再開する考え方が示されたところがあります。今後、政府は、都道府県ごとの感染状況などを分析し、期限を待たずに宣言を解除することも検討する方針を示されていますが、その場合でも、感染症対策をしっかりと継続していくことが肝要と考えております。

こうした状況の中、本市の対応についてであります。これまで、国の要請を受け、小中学校の休業や文化・スポーツ施設等の公共施設の休館、様々な行事の中止・延期など、感染拡大防止への迅速な対応を図ってきたところであり、先般、小中学校の休業並びに公共施設の休館をさらに5月末まで延長することといたしました。

また、私からも、市民の皆様に対し、不要不急の外出の自粛、「密閉」「密集」「密接」の三つの「密」が重なる場所の回避、手洗いやうがいの徹底など、あさがおテレビや市ホームページ、防災行政無線等を通じて、3回にわたりメッセージを更新し、お伝えをいたしました。

市役所庁舎におきましては、全ての窓口、カウンターで感染防止のビニールカー

テンを設置するとともに、職員の勤務を2交替制とし、感染拡大の防止に努めているところでもあります。

加えまして、先般、国において、全国民に一律現金10万円を給付する「特別定額給付金」の支給が決定されたことから、しっかりと対応し、事務を進めていくため、総務課内に「特別定額給付金室」を、また、売上げの減少など多大な影響を受けている事業者への給付金の窓口業務や相談等に対応するため、商工課内に「中小企業等支援相談室」をそれぞれ本日付けで設置いたしましたところでもあります。

特に、「特別定額給付金」についてであります。現在、市民の皆様にも早急に給付ができるよう、準備を進めております。

給付金の申請方法につきましては、オンライン又は郵送による申請となります。

マイナンバーカードを使ったオンライン申請につきましては、既に先週の8日から受付を開始し、昨日現在、705件の申請をいただいております。明日12日には給付金の振込みを開始いたします。

また、郵送による申請につきましても、申請書類を今月18日に全世帯へ発送いたします。各世帯の世帯主の皆様におかれましては、お手数をお掛けしますが、送付された申請書に世帯主の署名又は押印とその方の振込口座をご記入いただき、本人確認できる書類の写しと口座番号の確認できる通帳の写しを添付し、返信用封筒でお送りいただきますようお願いいたします。申請書が届き次第、内容を確認し、今月の22日より、順次、給付金の振込みを行ってまいります。

また、感染拡大の影響により、経済活動の停滞が一層深刻となっており、本市では、株式会社ドライブセンター白山が、先月20日、宿泊客の急激な減少などから事業を停止いたしました。また、雇用情勢では、有効求人倍率が、これまで44カ月連続で2倍以上の高水準を維持していたハローワーク白山管内も、この3月には、1.92倍と2倍を切るなど、急速に低下しております。

こうした中、中小企業等に対する支援ではありますが、新型コロナウイルス感染症により、事業が悪化された中小企業者が利用される借入れに必要な信用保証料や利子の助成を行うとともに、売上げが落ち込んでいる飲食業や宿泊業等に対しましても、応援給付金を支給したいと考えており、国・県の支援等も含め、「中小企

業等支援相談室」で対応したいと考えております。

さらには、不足が顕著でありましたマスクにつきましても、一定量の確保ができましたので、明日から、医療関係者、小中学校、介護施設、また、消防団などへ、順次、配付をしてまいりたいと考えております。また、民間企業や市民の皆様からご寄附をいただきました物品等につきましても、医療関係を中心に、有効に活用させていただくことといたしております。

それでは、提案いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

提出案件は、補正予算案 2 件、条例案 4 件の計 6 件であります。

はじめに、議案第 4 7 号及び第 4 8 号の令和 2 年度補正予算案についてであります。

まず、一般会計につきましては、補正予算額 1 2 3 億 2 千 7 百万円余となるものであります。

その主なものといたしましては、総務費では、先ほど申しあげました全国民へ一律に給付する「特別定額給付金」に係る所要の経費を計上いたしております。

また、民生費では、子育て世帯への生活支援として、児童手当を受給する世帯に対し、一人当たり 1 万円を支給する「臨時特別給付金」のほか、市議会議員報酬等の削減のご協力もいただき、児童扶養手当受給者に対し、1 世帯当たり 4 万円を支給する「ひとり親家庭等臨時特別給付金」に係る経費並びに放課後児童クラブや保育の支援に関する経費を計上するものであります。

また、商工費では、感染症拡大の影響を受ける飲食・宿泊業等の事業継続支援のための「飲食・宿泊業等応援給付金」のほか、テイクアウトやデリバリー事業などを実施する団体等への支援のための「持ち帰り販売創設支援助成金」を計上するものであります。

また、消防費では、市内の学校や高齢者施設、ボランティア団体等へ配付するためのマスクの購入費を計上いたしており、教育費では、小中学校における感染症対策として、非接触型体温計及びサーモグラフィカメラ等を導入する経費を計上するほか、国が進める「児童生徒一人 1 台端末」の整備を前倒しすることとし、全ての

小中学生にパソコンを整備する経費を計上するものであります。

続きまして、国民健康保険特別会計では、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、傷病手当金を支給するための経費を計上するものであります。

次に、議案第49号から第52号までの条例案について、ご説明申し上げます。

「白山市新型コロナウイルス感染症対策基金条例」につきましては、感染症対策の長期化が想定されることから、市民生活や地域経済への支援等を目的とした事業の財源をしっかりと確保するための基金を新たに創設するため、条例を制定するものであり、「市長等の給与の特例に関する条例」につきましては、外出自粛等の協力を要請していることを踏まえ、影響を受けている市民生活等の支援に充てるため、私と副市長の給料の減額について、条例を改正するものであります。また、「白山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」及び「白山市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合の傷病手当金の支給について、関係規定を改正するものであります。

いずれにいたしましても、この新型コロナウイルス感染症により、日常生活をはじめ、地域経済や雇用、教育に甚大な影響が生じており、これまで経験したことのない未曾有の事態に直面しております。未だ収束が見通せない状況であり、市民の皆様には、今一度、お一人おひとりの感染拡大防止への取組みが、ご自身を守り、家族を守り、そして、私たちが生活する地域社会を守る行動であることをご理解いただきますとともに、引き続き、手洗いやうがいなど日頃からできる感染症対策を徹底して行っていただきますようお願いいたします。

この難局を乗り越え、一日も早く以前の日常生活を取り戻すため、国と県、市が一丸となって、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

以上をもちまして、5月会議に提出いたしました議案の説明を終わりますが、何卒、慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。